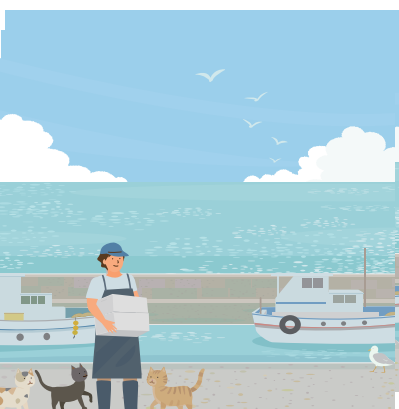
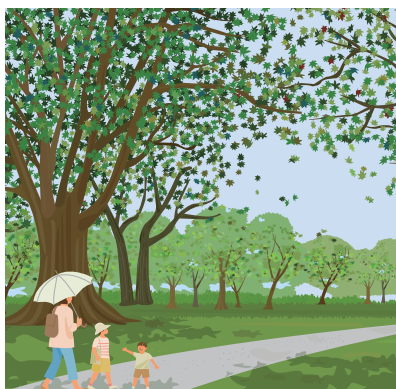


あんまり知られてないけれど、  
神奈川県行政は、私たちのいのち・暮らしに  
かかわることをいろいろやっています

# 県政ってなあに？ みんなで考えよう



平和で明るい神奈川県政をつくる会

2026年3月

# も く じ

I. はじめに .....	1
II. 県政の3つの重要な役割 .....	2
1. 具体的な事例～コロナ禍への対応 .....	2
2. 様々にある3つの役割 .....	2
3. 市町村との連携が基本 .....	4
III. 様々な課題ごとの役割～特徴的な施策について .....	5
1. 激甚化する災害への対策、重要な被災者支援 .....	5
2. 平和な神奈川を実現するために～平和・基地問題 .....	8
3. 教育～未来を生きる子どもたちのために .....	11
4. 県民の命と健康を守る医療・保健・介護 .....	15
5. 障がい者福祉～本当に「ともに生きる」とは .....	18
6. 地域経済～中小企業・小規模企業、商店街の振興 .....	21
7. 都市近郊の強みを活かした農林水産業 .....	24
8. 「命の水」を守る水道事業 .....	26
9. いまの時代は当たり前！ジェンダー平等 .....	29
10. 人権尊重はすべての基本 .....	31
11. 地球がたいへん～気候危機・環境問題 .....	33

## 平和で明るい神奈川県政をつくる会

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6F  
TEL 045-212-5855 FAX 045-212-5745  
<https://www.kanagawa-rouren.jp>

# I. はじめに

1. 「平和で明るい神奈川県政をつくる会（略称：明るい会）」は、1970年代から県民の要求・願いに応える県政の実現をめざし、県知事選挙や県政へのとりくみを行っている団体です。労働組合や女性、医療、業者、平和運動などの団体と政党では日本共産党が構成団体となっています。

2. 県内に政令市が3つもあることから、「神奈川県政って何をやっているのか分からない」、「あんまり関係ないんじゃないの」と考えている県民も少なくないと思われます。「明るい会」の構成団体の会員や組合員でも、県政の役割に詳しい方は少ないのではないのでしょうか。

確かに、県政が県民に対する直接的な施策（サービス）を行うことは多くありません。しかし、基礎自治体への支援などを通じて、県民の命や暮らしにかかわる重要な役割を發揮することができますし、發揮すべきです。

しかし、この間の県政は、国の悪政のお先棒を担ぐような施策が中心であり、県民の切実な願いや要求に応じておらず、そのため県政が「県民から遠い」、よくわからないものになっているのではないのでしょうか。

3. そこで、「明るい会」では改めて県政の役割をみんなで学び共有し、そのうえで県政に対する要求や県政を県民のためのものに転換する施策を議論し確立するための、討議資料として「県政の役割パンフ」を作成しました。

「明るい会」の構成組織や構成員の皆様に活用していただき、県政の役割について知って考えていただくとともに、各組織において県政への要求・施策を練り上げ、確立するために役立てていただければ幸いです。また、議論した要求や施策について「明るい会」にお寄せいただければ、県知事選挙における政策に反映させたいと考えています。よろしくお願ひします。

## Ⅱ. 県政の3つの重要な役割

県政は、県民や県内事業者などの要望・ニーズに対応する全般的・総合的な役割を果たすとともに、基礎自治体とともに国の施策の具体化をはかることや県民と基礎自治体からの国への要望などを取りまとめ、国の政策に反映するよう働きかけることも役割としています。

警察行政など県独自の役割もありますが、多くは実施主体である基礎自治体と協力しながら、県民・事業者などへのとりくみを行っています。その際、基礎自治体だけで役割を果たすことが難しい「広域性」、「専門性」、「補完性」が県の役割のポイントになります。

### 1. 県政の役割の具体事例～コロナ禍への対応

2020年から全国で本格的に流行した新型コロナウイルス感染症に対して、国が基本的な対応策を打ち出しましたが、患者への対応や感染を広げないとりくみ、事業所への支援などで主導的な役割を發揮したのは都道府県でした。知事の対応が頻繁に報道されたことを覚えているのではないのでしょうか。

とりわけ感染者が爆発的に増大した際には、医療体制が逼迫し対応が迫られました。もちろん課題も多くありましたが、国では現場が遠く、基礎自治体単独では対応が困難ななか、都道府県が基礎自治体をこえて医療機関の調整などを行って対応しました。神奈川県では、2020年4月～2021年10月の間に指定都市から市域外へ4600人を超える患者の入院・搬送調整等を実施しました。

コロナ禍に限らず、医療体制の整備については基礎自治体だけで対応することは難しく、広域性・補完性の役割から都道府県が責任を負っています。また、専門性の観点から、民間では対応の難しい特定の分野に特化した県立病院を設置しています。

### 2. 様々にある3つの役割

県政の役割のポイントになる「広域性」「専門性」「補完性」は様々にあり、重なりあっています。いくつか特徴的なものを紹介します。

#### (1) 広域性

広範囲に及ぶ課題について、基礎自治体とも調整・連携しながら基礎自治体の範囲を超えて施策を行います。

##### ○水道

横浜・川崎・横須賀は独自の水道事業ですが、その他の地域（指定都市の相模原含め）の水道事業は県営水道で実施。県民の命に直接かかわる基礎的サービスを担っています。

##### ○図書館

県内の全市町村立図書館が所蔵する資料の横断検索システムや搬送システムを構築し、相互貸借を可能とする基盤整備を行っています。また、県立図書館は専門性の観点から専門図

書を収集し、市町村立図書館を補完しています。

#### ○警察行政、広域犯罪への対応

特殊詐欺などは基礎自治体に限定されず被害が起こり、広域的な対応が必要であり、都道府県ごとの警察行政が対応しています。

## (2) 専門性

財政的・人的に限りのある基礎自治体が多いなかで、県が専門性を担い県民の要望・ニーズに応えた施策を実施します。また、基礎自治体に対し専門性を活かした助言なども行います。

#### ○農林水産業

研究や品種改良、環境保持など専門の研究員を育成し、生産者などへの援助を実施しています。

#### ○労働行政

監督行政などは国が権限のある役割を担いますが、相談活動や啓発などについて県政でとりくみます。労働者の権利を保障する労働委員会の役割も担います。

## (3) 補完性

約380万人の横浜市から3千人弱の清川村まで、基礎自治体の財政力などに大きな差があるなかで、県民に均質な行政サービスを提供するため、県の直接的な提供や市町村への支援などを通じて、行政サービスを補完しています。

#### ○指定都市以外の教員の費用負担

学校の設置は基礎自治体が行いますが、県は教育の質の均質性を担保するため法に基づき費用負担を実施しています。

#### ○県立高校、特別支援学校の設置

指定都市では独自の高等学校の設置もありますが、市町村独自では困難さがあるため、県が主導して設置し運営しています。

#### ○保健所

政令市や中核市などは独自に保健所を設置していますが、他の地域では県が保健所を設置しています。コロナ禍対応でも保健所は重要な役割を果たしましたが、幅広く住民の衛生を守る役割を果たしています。

#### ○基礎自治体で不足している専門職の派遣

近年は技術系などの職員確保が小さな基礎自治体では難しくなり、県が雇用して派遣するとりくみを実施しています。

### 3. 市町村との連携が基本

多くの行政サービスの実施主体は基礎自治体ですが、上記の「広域性、専門性、補完性」の役割を発揮し、県が様々な施策の基本的部分を担い支えることや、市町村に方向性を明示することで、より県民要求の前進・実現がはかられます。逆に言えば、市町村の行政サービスを前進させるためにも、県政の役割は重要です。

#### 【具多的な事例】

##### ○子ども医療費の無償化

県が小学校卒業まで医療費助成を拡大したことから、これまでも独自に実施してきた市町村が上乗せできるような形になり、「高校卒業までの医療費ゼロ」が全県の基礎自治体に広がりました。

##### ○子ども・子育て支援

法律に基づき事業計画を立て実施するのは市町村ですが、実施にあたって県は補助金を交付し施策を後押ししています。支援する事業は、利用者支援、延長保育、放課後児童健全育成、乳児家庭全戸訪問、病児保育、産後ケアなど幅広いものです。

##### ○県の様々な補助制度

基礎自治体が施策を実施する場合に、県が一定割合を負担する補助制度があり、施策を後押ししています。具体的には、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免（補助）を行う市町村に対しての補助や重度障がい者の医療費助成、障がい者の自立した生活を支援する事業を行う市町村に対しての補助など、様々な制度を実施しています。

## Ⅲ. 様々な課題ごとの役割（特徴的な施策について）

### 1. 激甚化する災害への対策、重要な被災者支援

#### （1）神奈川県内でも自然災害が頻発

温暖化の影響による水害や竜巻、大地震などの自然災害が激甚化・頻発しており、国だけでなく都道府県や基礎自治体の対策・対応の重要性が増しています。県内においても水害や土砂崩れなどの被害が発生しており、大規模な地震がいつ首都圏や神奈川で発生してもおかしくない状況で対策が急がれます。

自然災害からの被害を少なくすることも重要ですが、この間の東日本大震災や能登半島地震で災害関連死が非常に多いことから明らかなように、被災者への支援計画を拡充することも極めて重要です。

大きな災害は市町村をまたいで被害が発生し、広域に支援を行うことが必要になることから、県行政の果たす役割は決定的に重要です。

#### （2）県政のとりくみ状況、県政の役割

##### i) 災害対策での県政の役割

災害対策については、国と県、基礎自治体で役割が異なっています。県は、国や基礎自治体と連絡・調整し、効果的に対策を連携・連動させることが重要な役割です。東日本大震災や能登半島地震などでも対応・対策は県が主導しています。被災者が多数にのぼり、広域への避難を行う際には、県が調整を行います。

また、災害が起こった際、総務省や厚生労働省、全国知事会などを通じ他の都道府県に対して職員の派遣要請を行う役割があります。緊急消防援助隊のほかDMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、土木職・建築職など専門職の職員派遣、災害対応で不足する事務職員の応援派遣などの要請が行われます。自衛隊への災害救助要請も、基礎自治体からの要請を受け知事が行います。

東日本大震災や能登半島地震では、自治体労働者の削減の結果、上下水道や道路などインフラ破壊へ対応できる職員が不足し被災地対応が困難となりましたが、他の都道府県、市町村から多くの自治体労働者が派遣され復旧復興にあたりました。

通常時からの県が責任を持つ災害対策としては、以下のものがあります。

- 1 県全域を網羅する防災計画の策定
- 2 県立施設の耐震化や災害対策拠点としての機能強化
- 3 河川や急傾斜地などの防災・減災にむけた対策や整備
- 4 公共インフラの耐震化など災害対策・強靱化

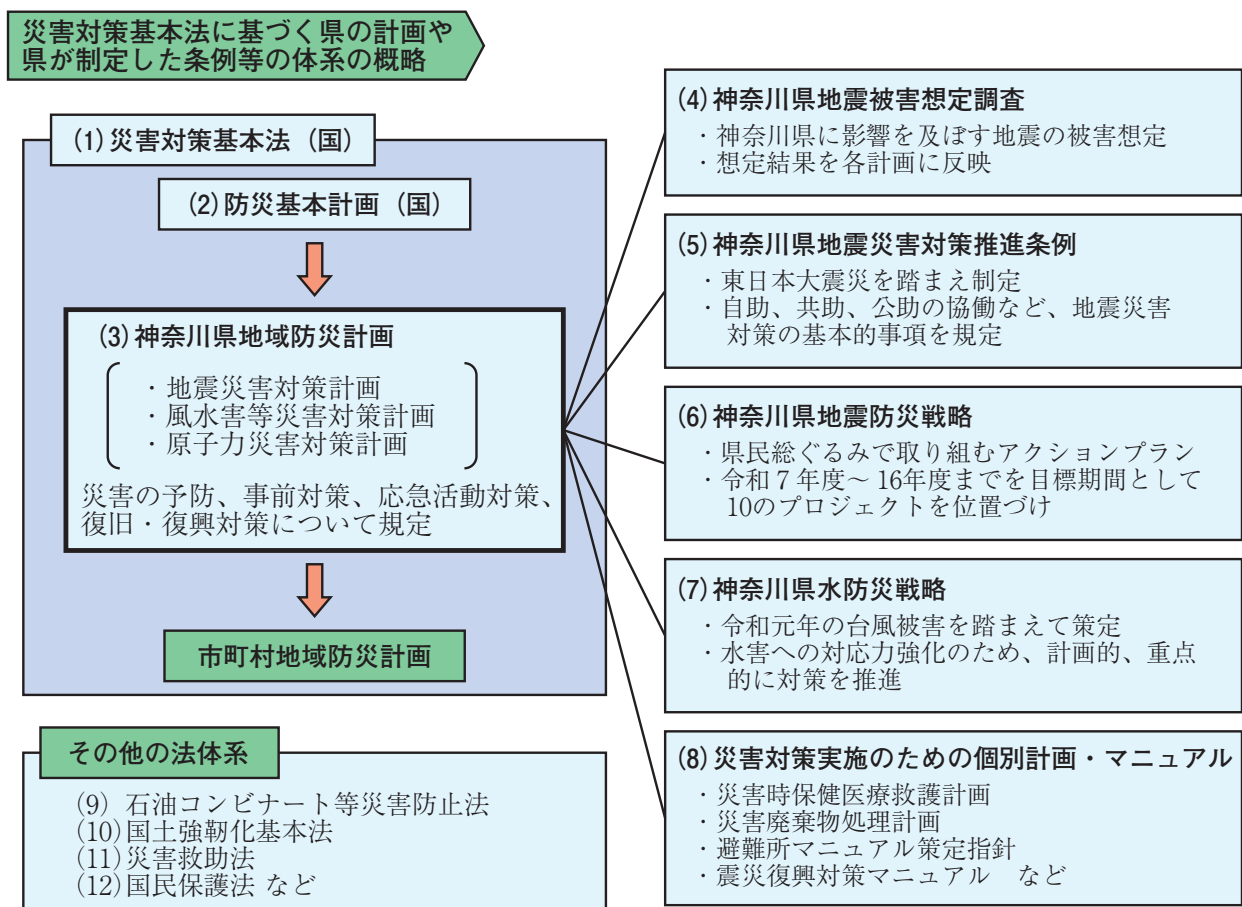
また、基礎自治体と連携した施策としては、避難施設や避難路の整備・確保などや基礎自治体の防災計画、ハザードマップなどの作成を支援することがあります。

## ii) 神奈川県の実施計画

神奈川県政の基本方針である「グランドデザイン第3期実施計画」では、防災対策と基礎自治体との連携や支援が主に示されています。

県独自の防災対策では、インフラ整備として水被害を防ぐことに重点を置き、河川の治水や土砂災害対策を行うとしています。他にも、建物耐震化や石油コンビナートの災害時の対策、緊急輸送道路の確保、県有施設機能強化などを掲げ、地震や火山、津波などの予測・予見のとりくみや、災害時の体制強化なども言及しています。

基礎自治体との連携と支援については、①沿岸市町と連携した津波避難施設や避難路の整備・確保、訓練の実施、②土砂災害ハザードマップの作成支援、③市町村都市防災基本計画の策定支援による防災まちづくりの促進、④連携した自主防災組織の育成、基礎自治体のとりくみへの支援、などを掲げています。



## iii) 対策における課題

いずれも必要な対策ですが、県民の命と暮らしを守る観点から、十分なスピードと規模になっていません。とりわけ被災者支援についての県としてのとりくみが明確でなく大きな課題です。また、県や基礎自治体など行政の職員を確保することは災害対策として重要です。同時に、行政だけでは限界があり住民や民間との連携を日常から構築することも課題です。

### (3) 県政として強化が求められること

#### i) 被災者支援の強化

今の県施策の重点は防災・減災になっていますが、どれだけ対策を講じても大規模災害は起きることを想定し、被災者の人権などが守られる支援対策の強化が求められます。県として大規模災害をシミュレートし、市町村とともに被災者支援対策を確立する必要があります。行政だけでは限界があり、住民や民間の協力体制も確立を進めることも重要です。具体的に以下の点を強化することが必要です。

- 大規模災害時の避難所の増設・確保。人権やプライバシーのない体育館での長期間の避難などを繰り返さないための、避難所の整備・確保。
- 被災者の健康維持にもっとも重要とされる、避難所におけるトイレの整備。
- 事実上放置されることの多い自主避難者への適切な支援体制の構築。
- 日常普段からの住民や民間企業・団体などとの連携構築のとりくみ・訓練。
- 市町村とも連携・協議しながら、県としての余裕をもった支援物資の備蓄。

#### ii) 防災・減災

防災・減災のとりくみとしては、以下のとりくみを具体化する必要があります。

- 県有施設の耐震化・強靱化、避難所としての整備強化について、目標を定め、10年程度での達成。そのための財政措置。
- 河川や急傾斜地の防災・減災対策について、対策が必要な個所を特定し、実施の計画を策定し具体的・計画的な実施。
- 基礎自治体における防災・減災のとりくみ支援を強化。国に財政措置を求めるとともに、とりわけ財政が困難な自治体について県独自財政も活用して支援。



現状の避難所の様子

## 2. 平和な神奈川を実現するために～平和・基地問題

### (1) 県内の基地や基地被害などの状況

神奈川県は、米軍施設が12、自衛隊施設が19と基地が集中し、沖縄県に次ぐ基地県とされています。また、双方の軍施設には主要な指令部や機能が置かれ、日米軍事同盟の重要な役割を担っています。

国が進める「戦争する国づくり」で神奈川県内の主要基地が、有事の際、直接の攻撃対象ともなりかねない危険な状況となっています。また、日米間をはじめ多国間でも大規模な演習が繰り返し行なわれ、そのたびに住民不安が起きています。住民の生活を守る自治体の役割の重要性が増しているといえます。

基地を抱える地域では、基地由来の問題として騒音、環境問題など深刻な課題があります。最近ではPFASなどの有機フッ素化合物による水質問題など新たな問題もおきています。

安保3文書の改訂にともない、県内の自衛隊、米軍基地の強化が急速に進められています。その情報が住民に知らされていないもとの、不安も広がっています。さらに、防衛予算の増大にともない、防衛関連産業が活発化している反面、住民や労働者の監視の強化など人権問題も課題となっています。

横浜ノースドックへの新たな部隊新設などで、米兵の人口も増え、住民間の問題も浮上してきています。また、米軍による性暴力、交通事故なども住民生活を脅かしています。

### (2) 県の施策と課題

神奈川県は、都市化が進み人口の密集している地域に米軍基地があり、県民生活の安全やまちづくりに悪影響を及ぼしていることから、県では長年にわたって、「基地の整理、縮小及び返還の促進」を基本とした運営を行なっているとして、次に示す7項目を基地対策課の中心業務としています。

- 1 基地の整理・縮小・返還の早期実現
- 2 厚木基地の航空機騒音の軽減
- 3 基地周辺対策の充実強化
- 4 基地の安全管理の強化
- 5 日米地位協定の見直し
- 6 災害時等における米軍との相互協力
- 7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

しかし、県は「基地が返還されるまでの対策として、基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保のために、基地に起因するさまざまな問題の解決にむけとりくんでいる」として要望書はとりまとめはしていますが、具体的な施策は行なっていないのが現状です。

県との交渉では、「防衛に関わることは国の専権事項」とし、県民の不安や要望については回答を拒否し、県民の安心・安全を守る行政としての役割を果たしていません。

### (3) 県政として強化が求められること

県には基本的な施策の方向として、①県民生活の安全を守ることを最優先し業務にあたること、②憲法や地方自治法に基づいた行政を行うこと、③住民に直接的な被害が起きた場合の対策を県独自で構築すること、の3点の強化が求められます。あわせて次の3つの点の具体化が求められます。

- i) 基地情報の提供—米軍、自衛隊の演習に関する情報収集とあわせて、県民への周知を行うこと。
- ii) 基地被害から県民の経済・生活を守る施策を行うこと。
- iii) 基地の縮小、返還交渉を引き続き行うこと。

また、市町村との連携を重視し、市町村の課題についても県が主体的にとりくむことが求められています。



### 3. 教育～未来を生きる子どもたちのために

#### (1) 県教育委員会の役割と影響

神奈川県教育委員会は、政令市を除く各市町村の教員採用と人件費を担っています。人件費については、教員給与費の1/3を国が、2/3を県が担っています。また、各市町村教育委員会とは組織的な上下関係にはないものの、様々な場面で県教委の意向は市町村教委に影響を与えています。

これらの点から、教員の確保という切迫した課題とともに、神奈川県教育委員会の姿勢は、神奈川県内の学校と子どもたちにとって重要です。

また専門性を担うという点から、高等学校と特別支援学校の設置は県が責任を負っています。

#### (2) 県内公立学校の状況、県施策の問題点、運動の成果

##### i) 教師の欠員

教師の欠員（未配置）は、年度当初から定数内の職員を配置できない深刻な状況です。政令市を除く神奈川県内小・中・高・特別支援学校における欠員は198名（2025.5.1時点）に及んでいますが、例年は年度末に向けて欠員は増え続けていきます。

長年、年度当初から正規採用数を抑え、一定数を臨時的任用職員として採用していることが大きな要因となり、名簿登載者がゼロという状況です。中途退職・病休が増加していることも教員不足に拍車をかけていますが、教師の過酷な勤務実態の結果でもあります。

欠員が恒常化し、学級担任の不在、一人の教員が二つの授業を並行して実施、特定教科授業の不実施、といった事態が多くの学校で生じており、教師の多忙とともに児童生徒の学ぶ権利が損なわれています。

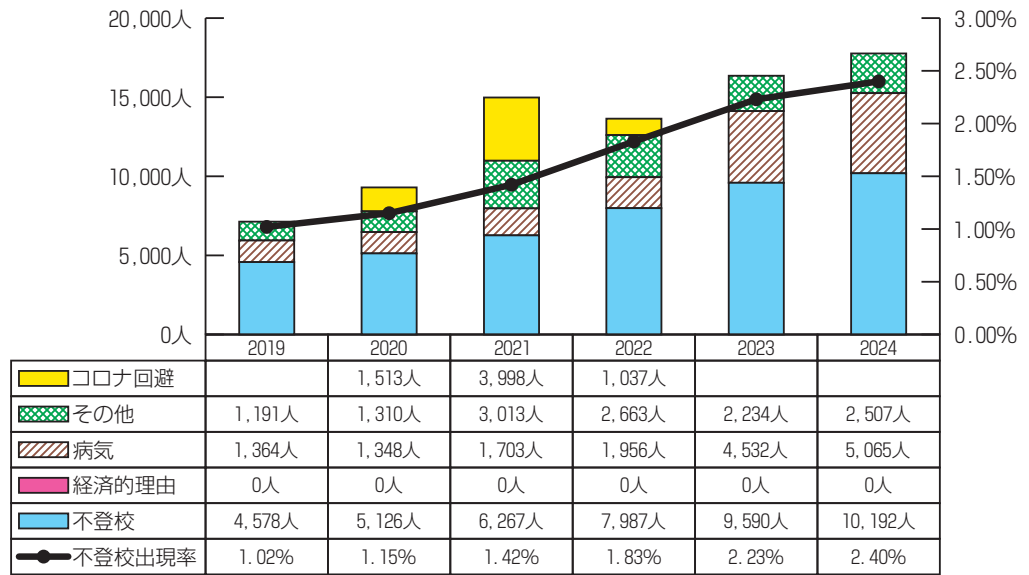
この状態は憲法26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」にも抵触する事態であり、重大です。

##### ii) 不登校などの増大

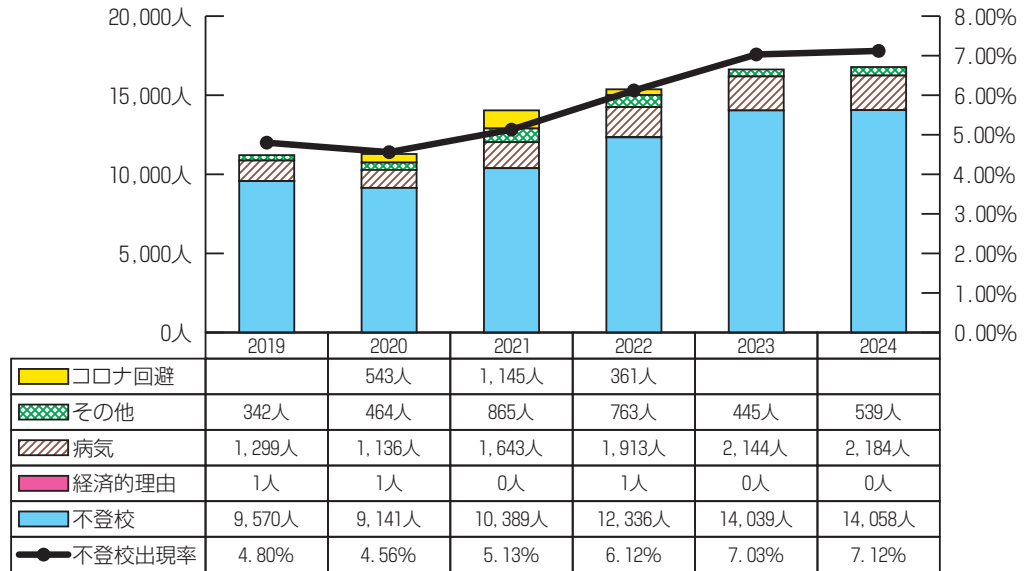
不登校児童生徒数は、全国的にも年々増え続けていますが神奈川県においても例外ではありません。暴力事件やいじめなども同様の傾向にあります。これらは教師と生徒がじっくり向き合う条件が成り立っていない学校現場が一要因であることは否定できません。

# 小学校・中学校・高校における長期欠席者の人数と理由

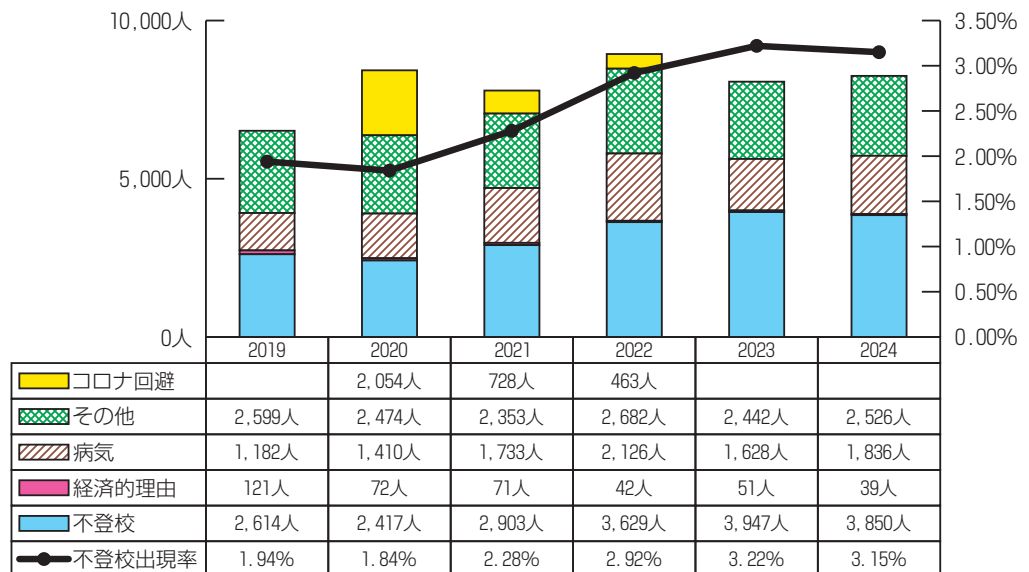
## 小学校



## 中学校



## 高等学校



### iii) 特別支援学校の課題

特別支援学校希望者は増加しており、大規模化により多くの弊害が生じています。ようやく川崎市南部と横浜市東部に新設計画が進んでいますが、未だ不十分です。

特別支援学校の不足から、時限的な対応として分教室（県立高校などの教室を間借りする）がつくられてきました。緊急避難的な対応であったにもかかわらず、県教委は「多様な選択」として正当化し、積極的な解消を図ろうとしていません。

全国の先駆けとして神奈川県が進めてきた高校のインクルーシブ教育（障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ）は、体制的な不備、インクルーシブへの認識不足などが相まって、インクルーシブ教育の積極面を引き出すものにはなっていません。とりわけ障がいのある生徒の発達保障が疎かにされがちで、当事者の保護者などから不安の声が上がっています。

### iv) 県立高校改革などの状況

県教育委員会は、2015年に県立高校改革と称して、142校ある県立高校を2027年度までに20～30校減らすことと、それぞれの学校について無理な特徴づけを行ってきました。学校の「特徴づけ」は学校の格差を拡大させ、退学者の増大にも繋がっています。

削減数は一期5校、二期4校、三期5校にとどまりました。少人数学級の流れや、また学校の廃止は地域の衰退にもつながるという点から、共産党県議団などは統廃合に反対をしてきました。これらを一定反映し、削減計画は当初より縮小されています。

しかしこの後、唐突に26年度統合による2校廃止が発表されました。決定プロセスの不透明性、学校規模が大きくなることの負の影響など看過できません。

### v) 国の動向などに関連した状況

40年ぶりに実施された2021年の義務教育標準法改正により、小学校で段階的に導入されてきた35人学級は、2024年度に全学年で実現しました。しかし、OECD加盟国の小学校の学級平均は21人ですし、中学校においても少人数学級が求められており、さらなる拡充が必要です。

経産省・文科省のGIGAスクール構想により、通信端末やICT基盤の整備が進められていますが、教材がIT産業や塾産業などの作成であるなど、教育の基本が揺らぎかねません。ICTに教育を委ねるのではなく、教師と生徒の主体的な学びが大切です。

## (3) 豊かな教育を保障するために

### i) 教員の欠員の解消とより豊かな教育を保障するために

少人数学級の拡充とともに、教員の欠員状態の解消は、子どもが生きる力と確かな学力を身につけるために不可欠です。教員の過酷な働き方を反映し応募者も減っていますが、正規採用応募者は一定の倍率を保っており、定数をすべて正規採用で確保すべきです。

欠員解消はもとより、不登校をはじめとした生徒の「問題行動」が増加する傾向の改善に向けても教師の多忙解消が必要です。そのためにも少人数学級の実現、教師のコマ数削減が求められています。

## ii) 真の教育無償化に向けて

憲法26条の2では「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。ところが授業料と教科書代は無償となっていますが、それ以外の給食費・制服代・補助教材費・修学旅行費用などは「隠れ教育費」と言われ、大きな負担となっています。

経済的格差によって教育が阻害されることがないように公立・私立を問わずより幅広い教育無償化を国に求め、当面県が負担すべきです。

## iii) 特別支援学校の拡充、教育予算の拡充

障がいがある生徒の学びを保障するためにも、特別支援学校の拡充は必須です。また、十分な体制がない形式的なインクルーシブ教育は、当事者の学びを阻害します。

これらの課題を解決するために、国に教育予算の拡充を求めるとともに、県自らが教育予算を拡充していくことが必要です。

## 4. 県民の命と健康を守る医療・保健・介護

### (1) 医療・介護における都道府県の役割について

都道府県は医療法、老人福祉法、介護保険法、国民健康保険法などにより、県民の生命と健康を守り、人間らしく生きるための社会保障制度を支える地域における社会基盤を整備する役割を担っています。具体的には「医療計画」「地域医療構想」「地域保健医療計画」を作成し、医療サービスを提供する診療所や病院の設置、医師や看護師など医療従事者の育成や確保などを進めるとともに、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業支援計画」を作成し、高齢者福祉サービス、介護サービスを提供する介護事業者の指定、介護従事者の育成などを行うとされています。

さらに、市町村や事業者が実施する医療サービスや介護サービスの提供にかかる保険給付や各種サービスが円滑に実施されるよう必要な助言・指導、支援を行うことが義務づけられており、国民健康保険制度では財政運営主体として「国民健康保険事業運営方針」を市町村との協議に基づいて作成し、保険料水準や保険料を滞納した場合の対応、保険料や窓口負担の減免基準、健康づくりのための保健事業など、市町村が国民健康保険の加入者に対して実施する施策について、その指針を示す役割も担っています。

### (2) 危機的な神奈川県における医療・保健・介護の実態

#### i) 医療・保健従事者数と病床数が全国的に見て低水準にある神奈川県

厚生労働省が2025年12月23日に公表した「2024年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」と同じく7月29日発表の「令和6年度衛生行政報告例（従業医療関係者）」の結果で見ると、人口10万人あたりの医師数は243.4人と全国平均の280.9人を下回り、類似都道府県とされる愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の中でも最も低い水準にあります。東京都の346.8人からも大きく下回っています。また、就業看護師数も836.7人と平均1101.1人を下回り、埼玉県に次いで47都道府県中46位、就業保健師数も33.4人と平均51.3人を下回り47位（最下位）という水準です。

また、地域医療計画における病床必要数に占める実病床数の割合は目標とした2025年見込みで神奈川県は全体で83%と最下位は脱したものの大阪府に次いで低い水準にあります。高水準であった高度急性期病床※が大きく減少しほぼ予定計画数となったものの、回復期病床※41%、慢性期病床※85%と、全国でも最も低い水準にあります。

---

※ 高度急性期病床＝重症患者に対して高度な医療を提供するための特別な病床  
回復期病床＝急性期を経過した患者がリハビリテーションを受けるための専門的な医療施設  
慢性期病床＝急性期の治療を終えた患者が長期的な医療やリハビリテーションを受けるための病床

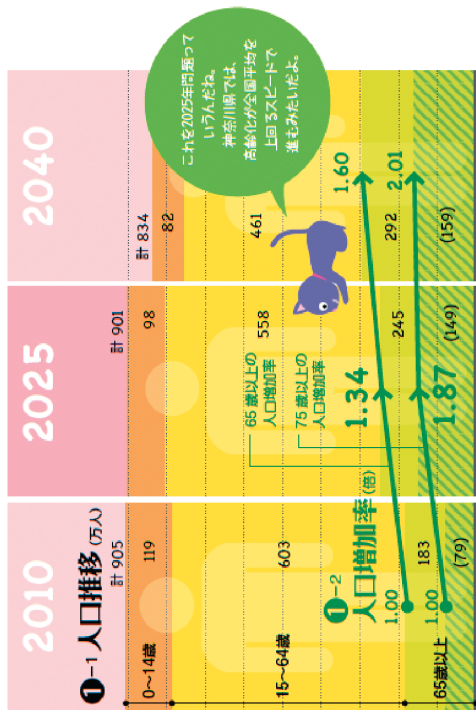
#### ii) 介護ニーズに対応できない介護従事者数と施設系介護事業所数

65歳以上人口10万人あたりの老人福祉・介護従事者数は、2020年段階で、全国平均の6914.8人を若干上回り、特に訪問介護の従事者数では、大阪府、和歌山県、東京都に次いで高い水準にあります。介護事業所数では入所系が少ない水準にあり、団塊の世代が75歳以上となり要介護（支援）認定者数が急激に増加する中で、施設入所が必要な方が在宅での訪問介護となる一方、

# 神奈川県将来の医療を取り巻く環境はどう変化するのが？

## ① 高齢者の人口が増加します

県の総人口は、2020年には減少することが見込まれていますが、75歳以上の人口は2025年には、2010年と比べて1.87倍になることが見込まれています。



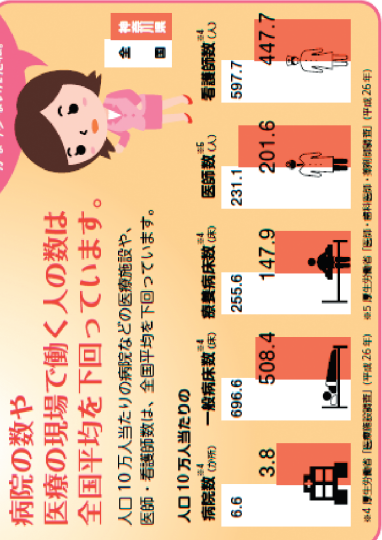
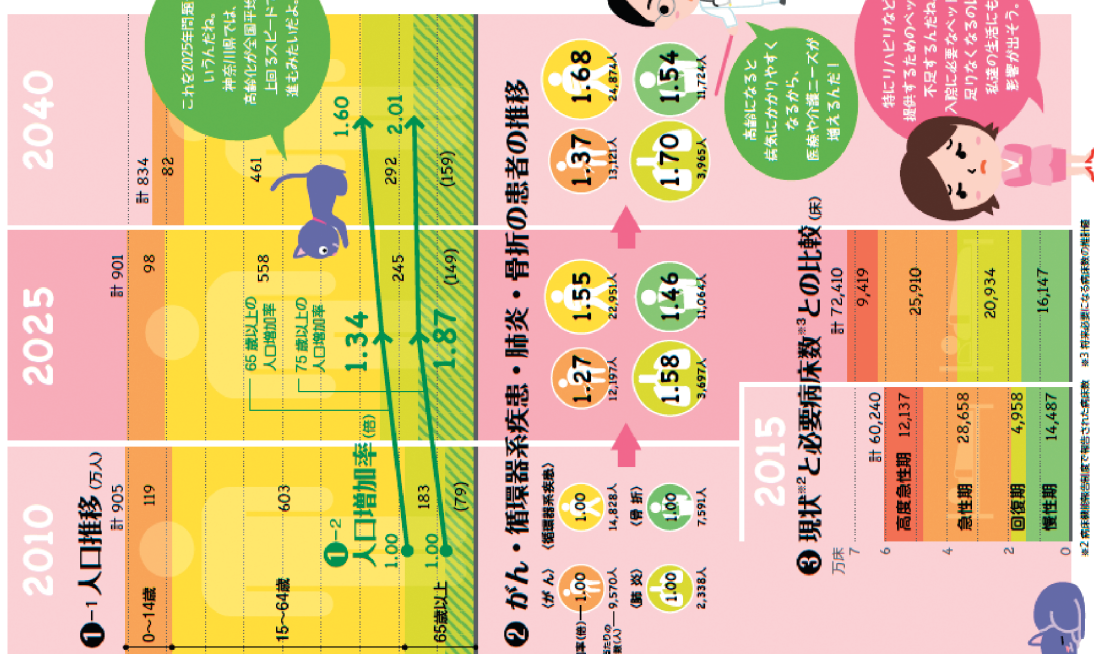
## ② 病気などで入院する人が増えます

2025年には、がんの患者が、2010年と比べて1.27倍に、急性心筋梗塞や脳卒中などの循環器系疾患の患者は1.55倍に、肺炎の患者は1.58倍に、骨折の患者は1.46倍に増加すると推計されています。また、入院患者数は、2013年と比べて1.28倍に増加することが見込まれています。

## ③ リハビリを提供するためのベッドなどが不足することが見込まれています

県では、入院ベッドの確保を必要と治療の内容に応じて4つに分け<sup>※1</sup>、将来必要になる入院ベッド数を推計しています。その結果、2025年には特に手術後のリハビリや在宅医療に向けた医療を提供するベッドが大幅に不足することが見込まれています。

※1 入院ベッドの4つの種類  
 高度急性期：集中治療など重症な状態や検査が必要な病状やけがの急性期、検査・検査を行う準備  
 急性期：手術の直後の安定化に向けた一般的な入院治療を行う準備  
 回復期：手術後のリハビリや在宅医療に向けた治療を行う準備  
 慢性期：手術患者など長期療養が必要な方に向けた治療を行う準備



将来入院する人は増えるのに、病棟の数や退院で働く人の数は、全国の中でもかなり少ないんだね。

## 県や地域ではどう対応するの？

### 2025年に向けて県や各地域が今後重点的に取り組むこと

神奈川県地域医療構想の中で、県や県内の9つの地域における2025年に向けた取り組みの方向性を示しています。県や各地域では、地域の病状・診療所関係者や医療関係者などと一緒に話し合いながら、それぞれの地域で必要なベッド確保の確保、在宅医療の充実、医療の現場で働く方々の確保に向けた取り組みを推進します。また、未病を改善する取組も、健康寿命を延ばす取組も推進します。

- 1 将来において不足する病床確保の確保及び連携体制構築に向けた取組
  - 病床確保の確保
  - 病床確保等の連携体制構築
  - 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発
- 2 地域包括ケアシステムへの推進に向けた在宅医療の充実に関する取組
  - 地域包括ケアシステムへの推進に向けた在宅医療の基盤整備
  - 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減
- 3 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組
  - 医師・看護士、歯科医師、薬剤師等の確保・養成
  - 病床確保の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成
  - 在宅医療を支える人材の確保・養成

県民もが元気でいきいきと暮らしながら、必要に応じて受けられる神奈川県もさまざまな地域で高い医療・介護を安心して受けられる神奈川県

介護従事者の不足から十分なサービスを受けられない状況が生まれる可能性があります。

### iii) 異常な物価高騰と従事者の処遇改善のため危機的な状況にある事業所

多くの医療機関や介護事業所が水光熱費などの大幅な値上げや従業員の処遇改善のため赤字経営を続けており、廃業の危機に直面しています。公立病院でも人事委員会や人事院から勧告された水準の賃上げをすることができない状況が生まれています。

## (3) 求められる医療・保健・介護従事者育成と処遇改善、物価高騰対策

### i) 医療・保健・介護従事者の育成・確保

診療所の医師を中心に、今後、高齢化により減少していくことが想定され、医師偏在によって県西部を中心に医療サービスが十分に提供できない状況が生まれる可能性があります。医学部定数増や卒後の臨床機関の確保など十分していく必要があります。

これは、看護師・保健師においても重要であり、養成機関の拡充と入学定数の増を図っていくことが求められています。

しかし、定数を増やしても学費等に不安を抱える学生も多く、そうした不安を払拭するためにも返済を求めない奨学金制度を拡充するなど、医療や保健に従事することを希望する者が経済面を含め将来に希望がもてるようにする施策の充実が求められています。

介護で働く人の確保についても介護福祉士修学資金貸付制度などの援助やキャリアアップ研修受講料援助などのほか、返済免除付き修学資金貸付など、介護従事者になろうとする人を支援する施策を充実させる必要があります。外国人労働者の受入れも進んでいますが介護福祉士国家試験取得支援を含め修学環境の整備と、修学後も含め安定的な生活が送れるよう継続的な支援を進めていくことが重要です。

### ii) 定着を図るための賃金労働条件の改善

せっかく医療や保健、介護の資格をとっても、劣悪な賃金労働条件では定着せず人材育成のための支援も無駄になってしまいます。

処遇と賃金の改善を図るためには診療報酬や介護報酬の改善が必要ですが、都道府県としても初期の生活支援制度を設けるなど定着に向けた独自の対策をとることが求められています。

また、長時間過密労働や不払残業、不当解雇など労働法制に違反した行為が事業主から行われないよう事業所に対する指導を強化することも求められています。

### iii) 物価高騰対策の速やかな実施を

医療機関や介護事業所の収入は、診療報酬や介護報酬といった公的医療保険制度あるいは介護保険制度によって支払われることから、その改定には時間を必要としますが、物価高騰対策など急を要する対策については、定期改定とは別に臨時で行うほか、政府や都道府県として特別な措置を行うことも必要です。

しかも、そうした措置が速やかに行われるよう必要な手立てをとることが求められています。

## 5. 障がい者福祉～本当に「ともに生きる」とは

### (1) 障がい者福祉における都道府県の役割

2006年の「障害者自立支援法」によって障がい者に対する福祉施策は、障害福祉サービスとして措置制度から国民健康保険や介護保険制度と同様に市町村が主体的に給付サービスの財政責任を担い都道府県と国が一部を負担する制度となりました。

市町村と都道府県は障がい者の自立のための地域生活支援事業を行います。障害福祉サービス提供事業者は基本的に公的セクターから民間事業者に移行し、そうした中で都道府県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）の役割は、障がい福祉サービスを提供する事業者の許認可指導が中心となっています。

あわせて市町村と都道府県は、国が策定する「障害者基本計画」を踏まえ「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの具体的な提供体制の構築を図ることとなっていますが、都道府県は、強度行動障害をもつ障がい者の受入れ体制の構築など、専門的な知識や経験を有する場合に、広域自治体として役割を発揮するとされています。

2012年に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」として「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となり、障がい者の定義に難病等が追加されるとともに、重度の肢体不自由者などの訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業に「障害者に対する理解を深めるため研修啓発事業と意思疎通支援者要請事業」が加わりました。

障害福祉サービスの提供にかかる費用については、厚生労働省の示す障害福祉サービス等報酬表に基づき算定されますが、改定は計画策定とあわせ3年に1回行われ、2024年度改定では不十分ながらもサービス提供者の処遇改善と強度行動障害を有する障がい者の受け入れ体制の強化が行われています。

### (2) 役割を後退し続けてきた県政

国の示す「障害者基本計画」などに沿って、この間、全国の都道府県では施設の民営化が進められ、地域サービスの整備を市町村と民間事業者に委ねる傾向が大きくなっています。神奈川県においても同様の動きが見られてきました。

2016年に津久井やまゆり園事件が起き、国連の「脱施設化」勧告の影響もあり入所施設への批判が高まり、県立障害者支援施設に批判が集中することになりました。大規模な施設に「強度行動障害」の状態にある利用者を集中的に受け入れ、虐待や不適切な支援が問題とされました。

その中で作成され2022年に公表された「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」は、障がい者のおかれている実態の把握も不十分で、「ともに生きる」当事者目線からの支援という視点はないまま、民間移譲と地方独立行政法人化という「施設廃止ありき」のものとなっています。県立施設の定数削減や新規入所の受入れ停止が続き、やむを得ず県外のサービス利用に至ることも多くなり、「福祉はあてにしていない」と、我が子を手にかけた親もいます。

また、民間の障害福祉サービス提供事業者における不当労働行為や障がい者に対する虐待などに対する許認可指導においても、対応する知識や経験をもった職員の不足から不十分なことが多く、問題が放置され人権侵害の事態をまねく事例も生まれています。

### 県立障害者支援施設の運営方法の変遷

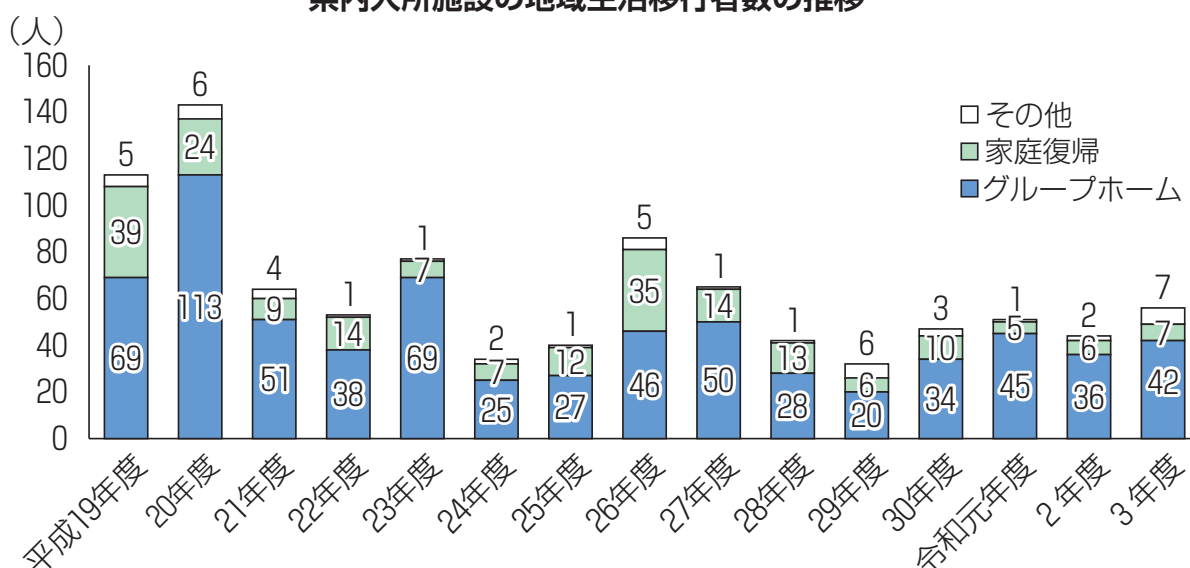
施設名	平成														令和					
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
さがみ緑風園	県直営																			
中井やまゆり園	県直営																			
芹が谷やまゆり園															指定管理					
津久井やまゆり園	県直営		指定管理																	
愛名やまゆり園	管理委託		指定管理																	
厚木精華園	管理委託		指定管理																	
三浦しらとり園	県直営						指定管理													
金沢若草園	管理委託		指定管理				民間移譲													
秦野精華園	管理委託		指定管理										民間移譲							

出展：県立障害者支援施設の方向性ビジョン

### (3) 「ともに生きる」社会福祉の実現を

いま、障がい者の高齢化などとあわせ地域移行が進み、施設からグループホームで生活する方が増えています。

#### 県内入所施設の地域生活移行者数の推移



(出所) 神奈川県障害福祉計画

※平成25年度までは10月2日～翌年10月1日、26年度以降は4月1日～翌年3月31日の数値。

民間事業者や市町村への丸投げするのではなく、障がい者の自己決定権を尊重しながら、障がいをもつ人が地域社会で人間らしく生活することができることを基本として、県は、地域のグループホームや民間施設でも受入れ可能となるよう人員や設備の基盤整備を支援すること。そして、セーフティネットを最終的に担い施設利用希望者を断らない体制の構築を図っていくことが求められています。

具体的には民間事業者や市町村を支援することができる知識や経験を積んだ専門職員の増員を図るとともに、障害保健福祉圏域ごとに県立施設を配置して民間と連携しながら地域の暮らしを支える機能を発展させることが求められています。

そのために、県として民間を含めた実践の理論化や専門的技法をさらに高める研究と人材育成を図っていくことも必要です。

また、障害福祉サービスの担い手である労働者の処遇を抜本的に改善するために、障害福祉サービス等報酬の大幅な引上げを国に対して強く要望していくとともに、県としても必要な財政支援を独自に行うことが求められています。

※公的に通用している事業の名称や、行政用語として使われている場合は「障害」の文字を残しています。

## 6. 地域経済～中小企業・小規模企業、商店街の振興

### (1) 支援を受けられない小規模事業者

中小企業政策の基礎的施策として、組織化対策、経営支援事業、金融対策の3つがあげられます。そして県条例で中小企業等の役割が定められています。施策別に実態を紹介します。

商工会議所・商工会、協同組合の組織化では規制緩和で組合に加入するメリットが薄れ、景気後退で中小企業者の経営そのものが成り立たず、組織率は下がり、機能していない組織が増えています。

経営支援事業では補助金の申請指導、セミナー活動も含めて予算が限られ様々な条件がつくため、使い勝手が悪いものが多くなっています。2013年に小規模企業活性化法が制定され政策の対象が中小企業から小規模事業者に広がり、コロナ禍で持続化給付金を実施されたように前進しました。また、一部の自治体では小規模事業者の生産性向上を目的にした使い勝手の良い支援も過去に打ち出されたこともありました。しかし、現在は支援が後退し、その中で県は一貫して消極的な対応です。従業員が数人規模、または家族経営の事業者は対象外にされている実態があります。町村にある商工会では家族経営の会員が一定の割合を占めますが、県の施策から小規模事業者は対象として外れており、国が中堅企業支援に舵を切ったことから経営支援も中堅企業にシフトしています。

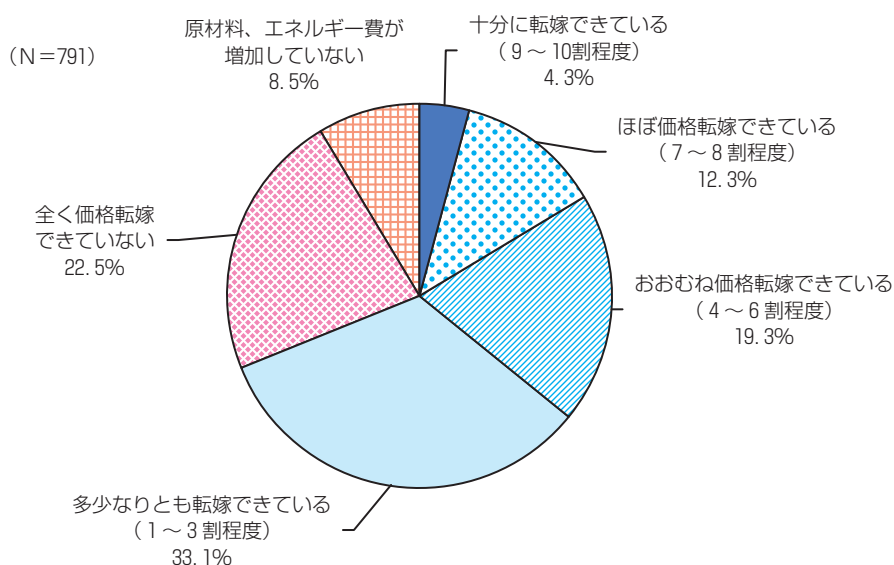
融資の問題では小規模事業者の多くはコロナ禍で需要が減り、補助金やゼロゼロ融資でしのぎましたが、コロナと入れ替えに物価高騰と人手不足が襲い、一方、需要が元に戻らないため、コロナ禍以上に倒産・廃業が増えています。本来、こうした経営が困難な事態に追い込まれた時に信用力を補完し融資を支援することが保証協会の役割ですが、十分役割を果たしているとはいえません。

現在重視している経営課題について、お聞かせください。(複数回答)

順位	30歳未満～50歳代		60歳代～80歳以上		合計	
	課題	割合	課題	割合	課題	割合
1	人材の確保	55%	人材の確保	40%	人材の確保	47%
2	販路開拓	32%	販路開拓	27%	販路開拓	30%
3	仕入価格	30%	仕入価格	25%	仕入価格	27%
4	最低賃金・人件費	23%	後継者	24%	最低賃金・人件費	22%
5	資金繰り	20%	資金繰り	21%	資金繰り	20%

出展：令和6年度 神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果

原材料、エネルギー費の増加について、どの程度価格転嫁できているかお聞かせください。



出展：令和6年度 神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果

## (2) 基礎的な中小企業施策と県の役割

### i) 組織化対策

組織化対策は事業者を組織することを通して事業者の生産力、資金調達力を高める政策です。例えば商店街に集まる商店などを商店街組合に組織することを通してお祭りなどのイベントを開催し、人を集めて売上をのばすなどは身近な事例だと思えます。この組織化では地域別に組織する商工会議所、商工会と業種別に組織する協同組合があります。商工会議所・商工会はだいたい市町村別に組織され、経営指導や補助金の申請、事業者の地域要求の調整を市町村と行っています。

県段階には連合会が組織され全県的に共通する要求は連合会が県と調整しています。業種別に組織されている協同組合は県ごとに中小企業団体中央会に組織され、業種別にかかわる要求を事業者同士で協力して実行するとともに、それだけでは実現困難な課題は県や全国中央会に反映して、実現をめざします。

### ii) 経営支援事業と金融対策

経営支援事業は補助金の申請指導、経営セミナー、製造業の技術支援、経営相談などがあります。これは主に商工会議所、商工会、県や比較的大きい自治体にある公益財団法人の産業振興センター（名称はさまざま）などがこうした業務を行っています。また高い技術への支援に対応するために県に産業技術研究所があり市町村では対応できないものを対象にしています。

金融対策としては信用力の低い中小企業への資金調達を円滑に進めることを目的に、神奈川県では県と横浜市、川崎市に信用保証協会が設置され保証業務を行っています。また保証協会は各市町村が低利で支援する制度融資の保証を担っています。

### iii) 中小企業・小規模企業者の役割

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」は中小企業を地域の活性化と雇用の確保に貢献し、小規模企業は地域の特色を生かし事業活動を行い、地域に根差した産業を創出し、住民生活の向上と経済の安定に寄与する存在と位置付けています。農林水産業を含めて、小規模な事業者が地域の特色を持った産業を担い、雇用と暮らし、文化を支えています。小規模な事業者を支えることは地域で人々の暮らしを支えることです。

### (3) 県政として強化が求められること

#### i) 実態調査を行い、果たしている役割の把握を

県政は最先端医療関連産業、ロボット産業など国が示す産業を生産性の向上の名のもとに力を入れていますが、地域の産業の特徴や担い手の実態を踏まえたものになっていません。県の産業政策として必要なことは産業の特徴や事業者の経営と暮らしの実態を把握し、生産者が主体となった産業政策の方向を打ち出し、必要な支援を行うことです。

日産が追浜や平塚の工場の生産を停止するリストラ策を発表しましたが、下請け企業や地域経済に与える影響を調査し、必要な支援策を具体的にとることが必要です。

県が持つ研究機関や支援機関の専門性を生かして、公正な取引ルール of 徹底などの経営対策や技術支援を行い、下請けや小規模企業自らが経営力を発揮できるよう、環境を整えることが求められます。

#### ii) 緊急の賃上げへの直接支援で雇用と地域経済を守る

緊急で切実な課題として物価高騰と人手不足への対策が求められます。具体的には中小企業・小規模事業者を対象に、賃上げを促進する補助制度など、経営を守り発展させる直接支援です。本来、賃上げへの支援は国の役割ですが、国が実行しない中で県として進めることが求められます。もちろん賃金への直接支援は景気を引上げまでの一時的なものです。しかし、賃金が物価の上昇率を上回るためには最初の支援が必要です。

コロナ禍で冷え込んだ需要が元に戻らないまま物価高騰に襲われていますが、経営支援が打ち切れ、借入の返済が始まり、資金繰りに行き詰まり倒産や廃業が広がっています。今までの負債の返済を棚上げにした新たな借り入れが可能な制度の創設が求められています。

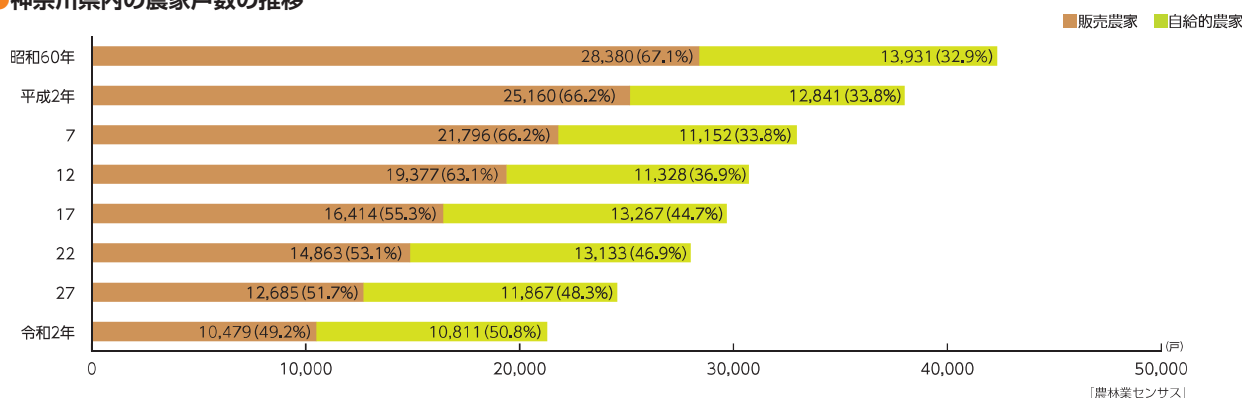
## 7. 都市近郊の強みを活かした農林水産業

### (1) 県の食料自給率、就労者の減少が最大の課題

神奈川県は食料自給率はたったの2%です。大都市圏とはいえあまりに低すぎ、食料備蓄も不十分です。不測の事態の際に、県民の食料を確保できません。農林水産業とも神奈川県のポテンシャルはありますが、十分に活かしていないのが現状です。

最大の要因は、農林水産業のいずれも就労者が減少していることです。現在就労している方も高齢化しており後継も難しい状況です。ただし、林業ではこの間、就労者数全体はほぼ維持しており、若返りもはかられています。

#### ● 神奈川県内の農家戸数の推移



### (2) 現県政のとりくみと計画・方向性

#### i) 現在のとりくみ

就労者を増やすために「かながわ農業アカデミー」や「かながわ森林塾」をとりくんでいます。しかし、実績や必要な規模に見合うのかなど検証が必要です。

県の機関として、農業技術センター・畜産技術センター・水産技術センター・自然環境保全センターがあり、技術の研究・開発や事業者への支援などをとりくんでいます。しかし予算や人員規模が十分ではなく、事業者や就労者への支援も課題となっています。就業しても生産物の販路を開拓できず、離業してしまう事例もあり、県としての支援策の拡充が求められます。

#### ii) 計画・方向性

県行政としては、以下のとりくみを進めていくとしています。

- 経営発展段階に応じた支援や企業の参入などにより、多様な担い手を育成し確保。スマート技術を含めた新たな技術の開発・導入を推進し、生産性の向上をめざす。
- 農林水産業の生産基盤を整備し、適正な維持管理をはかる。農地の集積の促進と有効活用。
- 地産地消を推進。県民や市場のニーズの変化に対応した流通・販売対策。6次産業化の支援により、新鮮で安全・安心な農林水産物の安定供給や県産木材の有効活用をはかる。
- 脱炭素化につながる環境に配慮した生産を推進。農地・森林・海・川が有する多面的機能の発揮や里地里山の保全をはかる。神奈川の農林水産業への理解を促進。

### (3) 県政として強化が求められること

都市部である神奈川の農林水産業は、産地とは違ったアプローチの施策が求められます。生産の規模拡大よりも、都市住民との近接性による価値にも着目した行政が求められます。

- 国にならった規模拡大の施策を転換し、家族や小規模の事業者が生業として続けられるための支援を進めることが必要です。地域に根差した農林水産業を育成するために、就業者が協力できるようなコミュニティづくりを支援することも求められます。
- 計画・方向性がありますが、実行し農林水産業を発展させる位置づけが弱く、具体化が進んでいません。大消費地を抱える県として、都市型の農林水産業の可能性を活かす行政の役割が求められています。
- 就労者の減少に歯止めがかかっていません。生活できる生業として確立する支援が必要です。
- 防災や気候危機対策と結びつけた農林水産業の位置づけと育成・発展にむけた施策を強化します。また、都市住民と農林水産業を結びつけ、県民全体で支援・発展させる行政の役割を發揮します。地域コミュニティを活性化させるため、農林水産業の位置づけを明確にします。
- 農林水産業と観光や教育、福祉、飲食サービスなどを結びつける県行政の役割が求められます。そのためにも、部局横断的に施策を立案し実行する県行政内の体制の確立が必要です。

## 8. 「命の水」を守る水道事業

### (1) 県政の役割

水道事業は水道法第6条で「原則として市町村が経営するもの」としています。しかし、神奈川県では、1930年代ごろから急激な人口増と水需要の増加に平塚、鎌倉、逗子など1市9町が対応できず、県への水道事業を要望したことから国内初の県営水道事業が開始されました。このような経過から県営水道は、日常生活に直結する水の水質を保つとともに低廉な価格で水道を供給することが求められます。水が貴重な資源であることから基盤強化や水源環境の維持に努める必要もあります。

また、県は水道事業者としての役割だけでなく、県内の水道事業者との連携を図り、すべての県民に水を供給するなど、広域的な役割も求められます。

### (2) 県政の現状と課題

県内の水道事業は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市などの大規模事業者のほか、秦野市、座間市など比較的小規模な事業者が実施しています。また、県、横浜、川崎、横須賀で構成する一部事務組合である神奈川県内広域水道企業団が浄水事業などを行い、各事業体に水を供給しています。

県営水道事業は、相模原市や藤沢市など12市6町、142万4624戸、人口284万3350人、県内人口の約30%に水道水の供給を行っています。









県は、2024年10月から3年間かけて、水道料金を平均22%引き上げることを決定し実行しています。今回の値上げは、基本料金の引き上げなどのほか、これまでの用途別（家事用、営業用で料金体系を変えていたもの）から口径別料金体系に変えたことで、家事用の水道料金の値上げ幅が大きくなりました（右記表を参照）。

水道料金の引き上げについては、過剰な水需要予測に基づき宮ヶ瀬ダムの開発を進めたことで、水が大幅に余ることとなり、各事業者の経営を悪化させたことがその背景にあります。また、これらの背景とあわせて、近年の物価高騰や防災対策などで費用が増大していることによります。

現在、県、横浜、川崎、横須賀は、このような経営状況の悪化をさらなる広域化を推進することで立て直そうとしています。2013年ごろから始めている水道施設の再構築では、15あった浄水場を8つに統合するというものです。このことにより、広域水道企業団に水の供給を大幅に依存することになり、各事業者の水の供給体制が弱まります。これは、災害時の水の確保などに問題が生じることになりかねません。防災対策を強化するのであれば、浄水場等の分散化を視野に入れるべきです。

## モデルケース別の影響（簡易計算版）

（1か月あたり・税込み）

モデルケース （口径）	現行料金 【標準使用水量】	R6.10～ 平均 16% （現行比）	R7.10～ 平均 19% （現行比）	R8.10～ 平均 22% （現行比）
単身 A(20mm) 	781 円 【月 4 m <sup>3</sup> 】	932 円 (+151 円) ( 19.33%)	956 円 (+175 円) ( 22.40%)	979 円 (+198 円) ( 25.35%)
単身 B(20mm) 	781 円 【月 8 m <sup>3</sup> 】	1,016 円 (+235 円) ( 30.08%)	1,042 円 (+261 円) ( 33.42%)	1,067 円 (+286 円) ( 36.62%)
3人(20mm) 	2,509 円 【月 20 m <sup>3</sup> 】	2,993 円 (+484 円) ( 19.29%)	3,070 円 (+561 円) ( 22.36%)	3,147 円 (+638 円) ( 25.43%)
4人(20mm) 	3,076 円 【月 23 m <sup>3</sup> 】	3,683 円 (+607 円) ( 19.73%)	3,779 円 (+703 円) ( 22.85%)	3,873 円 (+797 円) ( 25.91%)
飲食店(25mm) 	10,067 円 【月 50 m <sup>3</sup> 】	11,256 円 (+1,189 円) ( 11.81%)	11,547 円 (+1,480 円) ( 14.70%)	11,837 円 (+1,770 円) ( 17.58%)
デパート(40mm) 	157,962 円 【月 500 m <sup>3</sup> 】	175,712 円 (+17,750 円) ( 11.23%)	180,256 円 (+22,294 円) ( 14.11%)	184,800 円 (+26,838 円) ( 16.99%)
ホテル(50mm) 	343,312 円 【月 1,000 m <sup>3</sup> 】	366,903 円 (+23,591 円) ( 6.8%)	376,392 円 (+33,080 円) ( 9.6%)	385,880 円 (+42,568 円) ( 12.39%)
工場(300mm) 	4,243,912 円 【月 10,000 m <sup>3</sup> 】	4,772,869 円 (+528,957 円) ( 12.46%)	4,896,305 円 (+652,393 円) ( 15.37%)	5,019,740 円 (+775,828 円) ( 18.28%)

### **(3) 県政に求められること**

#### **1. 水道料金の見直しと低所得者への水道料金の減免について**

現在、物価高騰によって多くの県民の生活が苦しい状況です。この時に公的機関が力を発揮するべきであり、水道料金をはじめとした公共料金の引き上げを抑制しなければなりません。少なくとも一番打撃を受けている生活保護者や少ない年金で生活している人などの低所得者への減免制度をつくることが急務です。現在でも、東京都や千葉県、千葉市、名古屋市などでは生活保護利用者への基本料金の免除などが行われています。

#### **2. これからの水道事業の広域化の見直し**

現在進められている水道事業の広域化は、水の供給や配水について広域水道企業団に大幅に依存することになるため、それぞれの事業体の意思が反映されにくくなります。水道事業は生活に欠かすことのできない命の水を供給するものであるためそれぞれの住民の意思(住民自治)が尊重されるような体制を確立することが必要です。

広域化を見直し、住民自治を尊重した災害対策に強い水道事業を促進することが必要です。

#### **3. 災害対応や防災対策の推進**

災害対応にかかる費用を水道料金で賄うことになれば料金の増大につながります。災害対策は国の責任で行うべきであり、補助制度などを拡充するように求める必要があります。同時に県の一般会計から災害対応への費用負担をすることも必要です。水道管の老朽化対策を促進し、安価で安心して飲むことができる水道事業が求められます。

## 9. いまの時代は当たり前！ジェンダー平等

### (1) 県が果たしてきた役割

女性行政において、神奈川県は先進的な役割を果たしてきました。1977年、県民部県民総務室に「婦人班」を設置し、女性行政の総合的企画・調査分析・啓発普及事業などを行い、1979年には、女性の社会参加・就業援助と能力開発などの拠点となる「婦人総合センターの基本構想」を、1982年には「かながわ女性プラン」を策定し、プラン参加の女性団体による「かながわ女性会議」が創られ、「婦人総合センター」がオープンしました。

長洲革新県政の下、このような前進はありましたが、その後時代逆行ともいえる組織改編も行われて「人権男女共同参画課」は廃止され、2021年には共生推進本部室の1グループとされてしまいました。

### (2) 神奈川県の現状と今後の課題

#### i) 神奈川県の概要

日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位（2025.6.12発表）と低位となっています。「地域からジェンダー平等研究会」（以下「研究会」）は分野ごとに、2025年1月時点の「都道府県別ジェンダーギャップ指数」を発表しています。それによると、神奈川県は、「政治」3位（前年2位）、「教育」は6位（前年5位）となっており比較的進んだ分野といえます。要因としては、県内自治体議会において女性議員割合が高いこと、小中高通じて女性校長が多いことなどによるものです。

一方で「行政」は24位、「経済」は30位と相対的には後れを取っています。

#### ii) 県行政の職場は

「研究会」調査によると、副知事の男女比最下位（女性副知事ゼロ）、管理職の男女比前年15位から14位、審議会委員の男女比前年44位から42位、大卒程度採用職員の男女比前年29位から17位という状況にあります。県当局の責任で引き上げが可能な分野であり、主体的・計画的なとりくみが必要です。

県庁をはじめ県内自治体で働く会計年度任用職員は80%以上が女性です。また、県の事業委託や指定管理施設においても、多くの女性が働いています。この比率自体も女性差別の結果ですが、ジェンダー平等の課題として、実態調査を行い、正規化や労働条件改善が必要です。

#### iii) 男女共同参画行政などは

男女共同参画は、全ての部門において貫かれるべきですが、神奈川県においては不十分な位置付けにとどまっています。あらゆる政策や事業などにジェンダー平等の観点を活かしていく「ジェンダー主流化」を推進していく必要があります。

パートナーシップ制度は県内29市町村が導入し、人口カバー率は96.8%に及んでいますが、県としては未だ導入していません。県への導入は、性的少数者の人権を保障すると同時に、移転などに伴う手続き簡素化などのメリットが、先行自治体から示されています。

性的少数者の人権を尊重する措置として、県も制度導入を図るとともに、選択的夫婦別姓制

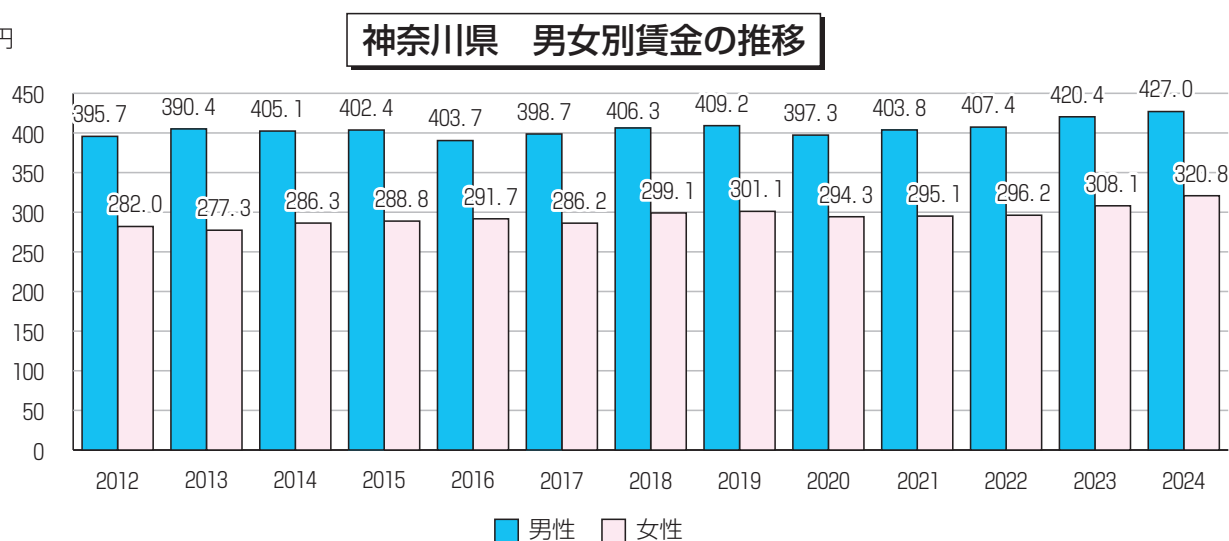
度や同性婚などの法制化を国に求めていく必要があります。

#### iv) 民間職場の状況

神奈川県は2020年国勢調査によると、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位です。これは、長時間労働全国6位、長時間通勤全国1位という労働条件と無関係ではなく、労働条件改善の企業への働きかけは必須です。

「研究会」調査によると、フルタイムの仕事に従事する割合の男女比46位、フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差32位、役員・管理職の男女比32位と、ジェンダー平等という点で極めて不十分な状態にあります。県からの働きかけが急務です。

千円



## 10. 人権尊重はすべての基本

### (1) 県政の役割

世界人権宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認する」ことが自由・正義・平和の基礎であるとしています。

神奈川県においては人権にかかわる施策は、真に実効性を持つものには至っていません。また「性的マイノリティ」の問題や「インターネットと人権」などのように、新しく社会的に注目されるようになってきた分野も少なくありません。

行政的な蓄積が少ない分野において、県が先進例を作り出すことや、安定的な教育・支援体制を維持することが求められています。

### (2) 神奈川県の現状

#### i) 県の基本的スタンス

神奈川県は、全国に先駆け1994年に「神奈川県人権施策推進指針」を策定しています。国の法制定を受け、2003年には「かながわ人権施策推進指針」を策定し、人権課題への適切な対策を講じるとし、大きな柱として人権教育・人権啓発の推進を掲げました。

分野は12に及び「性的マイノリティの人権」「インターネットと人権」などが新しく加わりました。

#### ii) 指針と現状との矛盾

上記のスタンスを掲げながら、大きな問題点を抱えています。

##### ①ヘイトへの対応

大きな課題でありながら、不十分な扱いに止まっているのがヘイトの問題です。

これまでにヘイトが繰り返される地域として目立っているのが、川崎市と相模原市などであり、政令市であることをもって一線を画しているとも考えられますが、人権問題は地域的な線引きができるものではありません。県内全体に影響を及ぼすことですから、県としても重要な人権問題と認識し、積極的にヘイト禁止の条例化を図る必要があります。

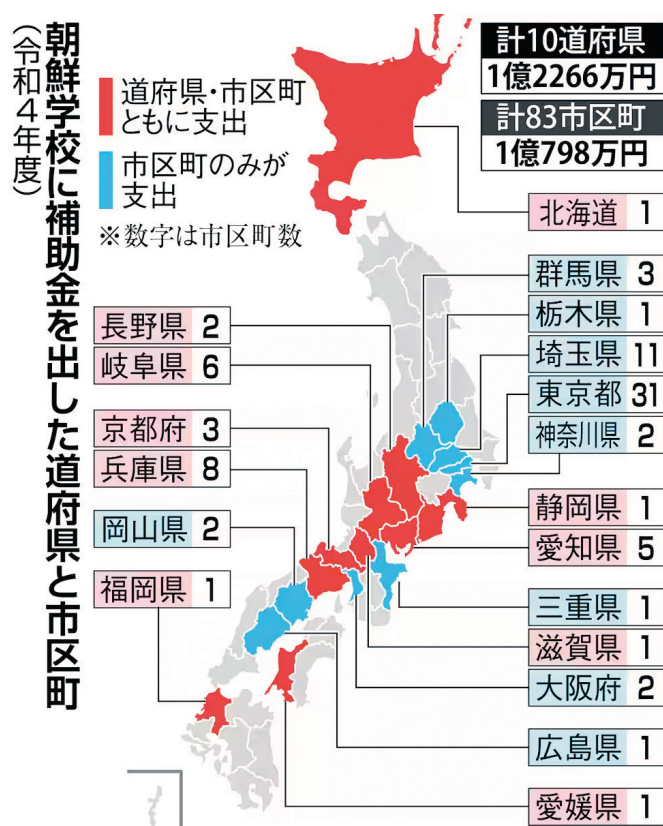
##### ②朝鮮学校への差別的施策

重大なのが、朝鮮学校への県当局による差別です。北朝鮮の核実験を理由に、2013年に神奈川県は、朝鮮学校に対する経常費補助を打ち切っています。「生徒には罪はない」とし、2014年からは学費補助として支給していましたが、これについても教科書から拉致問題の記述が消えたことを理由として、2016年に停止に至りました。他の外国人学校には補助をしているのに朝鮮学校だけ補助対象としないことは、明らかに行政としての差別行為です。差別行為が生徒に与えている影響は小さくありません

このことにより朝鮮学校は、学校運営にも支障をきたすほどの経済的困難を余儀なくされ学ぶ権利さえ侵されています。そもそも教科書記載内容を問題とすること自体、自治体の権限を

越えています。

この差別行為には、県弁護士会からも警告書が発せられています。県が自ら行っている差別を解消することは、神奈川県の大きな課題です。



### (3) 人権を県政に根付かせるために

#### i) 横断的な影響力を

「推進指針」が方向性として妥当だとしても、履行の程度が大いに問題となっています。実効性を持たせるためには、すべての行政分野に横断的な施策として位置付ける必要があります。

人権問題は当該部局内では完結しないものが殆どです。例えば、「かながわ人権政策推進懇話会」というものが設置されています。ここでは、率直な声、また積極的な意見も交わされていますが、これらの意見が、県行政内の関連部局に反映されていない実態があります。

人権の当該部局については、すべての施策に人権の視点を生かせるよう、横断的に位置づけ、指導性を高める必要があります。

#### ii) 人権を保障するための裏付け

人権問題は、意識の問題に矮小化されがちで、「認め合う」「自分事としてとらえる」「支えあいを心掛ける」などが多用されます。

このような要素が必要な場合はもちろんありますが、人権が尊重される状態を作り出すためには、具体的な裏付けが必要です。例えば「住まいは人権」との考え方においては低廉な住宅の確保が必要となりますし、「聞こえ」の低下は人間的な活動の制約につながりますが、補聴器購入が経済的事情により不可能な場合は、加齢性難聴に対する補聴器の購入補助などが必要となります。

## 11. 地球がたいへん～気候危機・環境問題

### (1) 気候危機、環境問題の現状

環境問題とは、主に人間の経済活動や生活様式が原因で、地球環境に変化をもたらし、これが生態系や人間の健康、生活環境に悪影響を及ぼすものを指し、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、気候変動などが含まれ多岐にわたる問題です。

気候危機は人類を含むあらゆる生物に影響を及ぼし、持続可能性に重大な影響を及ぼす危険が科学者などから指摘され、国際的に温室効果ガスの削減によって、産業革命以降の気温上昇を1.5℃に抑えることがめざされ、国や県、基礎自治体なども目標・計画を定めてとりくんでいます。しかし、世界でも日本でも自治体でも目標達成に届かず、今のままでは気温上昇に歯止めがかからない深刻な状況です。神奈川においても、新たな石炭火力発電所が稼働するなど逆行する状況もあり、また、メガソーラーの乱開発の問題も起こっています。

他にも、ナノプラスチックによる自然界への影響、人間の健康被害にも懸念がされ、規制のための国際条約の議論は行われていますが具体化に至っていません。また、PFASについては、欧米諸国で健康被害との因果関係が認定され規制が強化されていますが、日本では暫定の基準値が定められているだけです。県内の河川や井戸の調査では、暫定値すら超える高濃度のPFASが検出され、住民の健康被害への不安が高まっています。

### (2) 県のとりくみ状況と課題

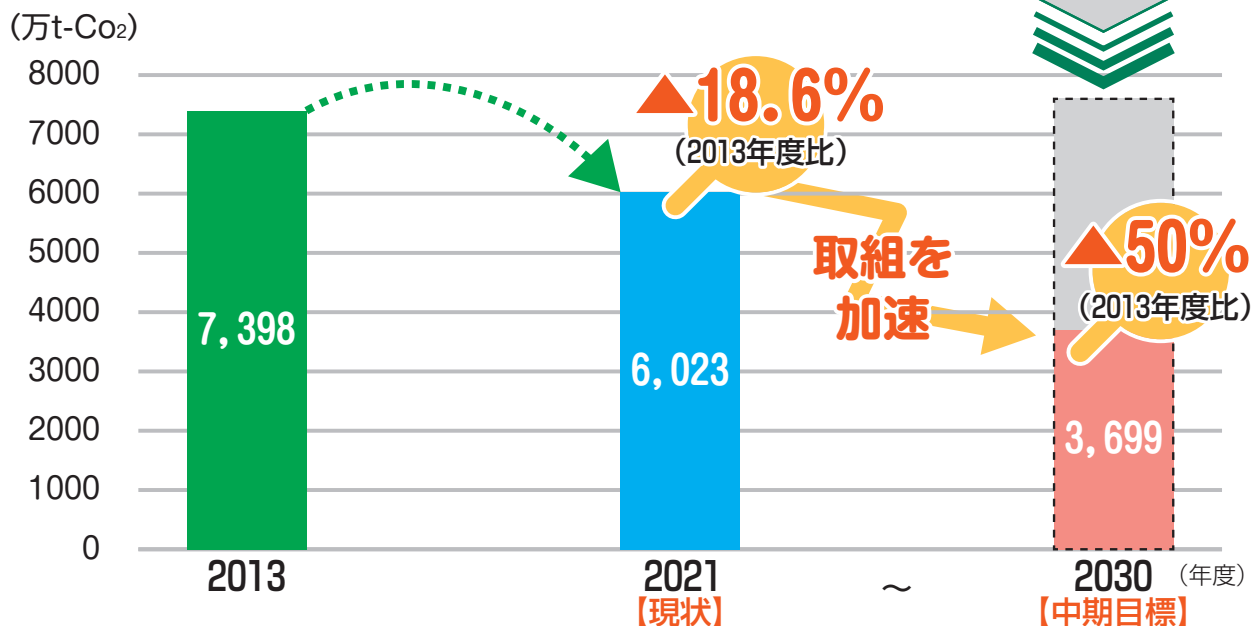
県は、環境基本条例を制定し広域計画などを策定して、市町村のとりくみを支援する施策の充実を進めることとしています。主な環境問題としては、①気候変動（気象災害）、②大気汚染、③海洋汚染、④水質汚染、⑤土壌汚染、⑥生物多様性の危機、⑦資源の枯渇などをあげていますが、原因や問題は地域間で異なり、問題の解決には地域との連携が重要になります。

また、企業の経営活動が原因として考えられるものもあることから、企業への強い指導力が求められており、国との連携も必要です。

温暖化対策では、神奈川県は2024年に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を46%から50%に引き上げることを表明しました。事業者への働きかけとして、「事業活動温暖化対策計画書制度」において、事業者のとりくみを県が評価し、その評価や対策を「見える化」する仕組みを2025年度から新たに導入しています。義務付けがされている大きな事業所では計画が提出されていますが、任意の中小規模の事業者ではごく少数の提出にとどまっていることが課題です。

## 県の温室効果ガス排出量の中期目標

50%  
削減



### (3) 県政として強化が求められること

#### i) 気候危機への対策

県が設定した目標について、現在の状況では達成が難しいことを県自ら認めており、県が主導するとりくみの強化が求められます。特に、再生可能エネルギーに転換することが、温室効果ガス排出を削減するポイントであり、神奈川では太陽光発電の普及が重要になります。

県民や事業者においても対策の必要性を感じながらも、「具体的に何をすれば良いのかわからない」状況もあります。県民や事業者が気軽に相談でき、具体的とりくみに踏み出せるよう、県として専門家を配置した相談窓口を設置することが必要です。

県民や民間事業者に設置を促すためにも、県が率先して県有施設への太陽光発電設備を設置することが求められます。建物の構造や耐震性などを理由として設置が進まない施設もありますが、新技術を待つのではなく「今すぐ設置する」姿勢で課題を解決し促進することが必要です。

東京で実施しているような、新築の事業所への太陽光発電設置の義務化や、個人宅での普及にむけたさらなる支援策の拡充なども必要です。また、住宅などの断熱性能を飛躍的に高めるなどの省エネのとりくみも日本は遅れており、鳥取県のような施策に学んで、神奈川でも省エネ住宅への支援を行うことが求められます。

#### ii) PFASへの対応

国に対して、欧米並みの規制強化を求めるとともに、汚染状況や県民の健康調査について国の施策を待つことなく、県が独自にとりくむことが必要です。人体へのPFASの蓄積が確認された場合には、継続的な検査や治療などについて国に対応を求めるとともに、県民の健康を守る立場から独自の対策を行うことが必要です。

米軍基地やPFAS使用企業が汚染源と考えられますが、被害を広げないために調査を行い汚染の元を断つとりくみが必要です。

### iii) リニア建設の残土問題

県内においてもリニア建設の工事が進められ、工事による住宅など地表部への影響が心配されています。あわせて、大量に発生する残土の処理についても、環境への悪影響や災害の危険につながる懸念されています。

石切り場として使われていた土地に、緩い基準で危険性のある残土が持ち込まれる懸念があります。また、リニアの事業者であるJR東海は残土について責任を果たす構造になっていないことも大きな問題です。

県として、住民や環境に悪影響を及ぼさないよう、事業者を強く指導することが求められます。

### iv) プラスチック汚染へのとりくみ

ナノプラスチックなどの人体や生物、環境への影響が世界的な研究で明らかになってきています。県として、県内のナノプラスチックの分布状況や県民や動物の摂取状況の調査などをとりくむ必要があります。

プラスチックの規制に国が積極的にとりくむことを求めるとともに、県としても市町村などと協力し、プラスチックの使用を減らすことやプラごみを出させないとりくみを進めることが求められます。